

神戸市交通公告

令和8年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項及び規程第27条の6第1項において準用する規程第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和8年2月1日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

一般競争入札等に参加する者に必要な要件は次のとおりとする。

- (1) 規程第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和8年2月2日から令和9年3月31日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和8年2月2日から令和9年3月31日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第3条の2第2項又は規程第15条において準用する規程第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

(1) 燃料

(2) 建設材料

(3) 水道局用建設材料

(4) 機械設備

(5) 船舶関係

(6) 車両関係

(7) 電車関係

(8) 理化学・分析・計測・医療機器

(9) 教材・遊具

(10) 文具・事務機器・インテリア

(11) ゴム・繊維

(12) 家庭用品・雑貨

(13) 化学薬品・医薬品・衛生材料

(14) 動物・飼料・食品・植物・園芸

(15) 印刷・コピー等

- (16) 広報・宣伝
- (17) 建設コンサルタント業務等
- (18) 建設工事に係る役務
- (19) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

令和10年3月31日

5 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
行財政局契約監理課 工事契約担当（078-322-5147）
物品契約担当（078-322-5159）